

# 第 1 7 回農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 5 月 7 日 (火)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第66号から第70号)  
日程第4 議事(議案第71号から第75号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名  
委員の現在数 24名

出 席 委 員 ( 2 3 人 )

1 番	石庭 文男	2 番	山崎 良吉
3 番	熊西 忠治	4 番	土合 正夫
5 番	中井 敏男	6 番	山下 隆之
7 番	横山 實	8 番	石井 寿男
9 番	前花 敏子	10 番	山崎 秋夫
11 番	永森 薫	12 番	三島 博
13 番	大松 治雄	14 番	舟木 康眞
15 番	杉森 雅弘	16 番	山本 久雄
17 番	水元 睦雄	18 番	前田 進
20 番	山谷 孝芳	21 番	田中 智浩
22 番	佐伯 洋作	23 番	橋爪 秀夫
24 番	永野 邦夫		

欠 席 委 員 ( 1 人 )

19 番 向井 隆一

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

#### 第2

報告第66号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第67号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第68号	農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第69号	農地法の届出に対する事業計画変更届出の受理について
報告第70号	農地法施行規則第32条第1号の規定による届出について

議案第71号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第72号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第73号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第74号	農地法の届出に対する事業計画変更承認申請について
議案第75号	農用地利用集積計画の決定について

#### 事務のために出席した事務局職員

##### 射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二

主任 田中 良仁

##### 射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫

主任 青木 克憲

## 会議の概要

開会時刻 午後2時02分

### 議長(舟木会長)

ただいまから、第17回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「19番 向井委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

### 議事録署名委員の指名

### 議長(舟木会長)

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「12番 三島委員」「13番 大松委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

## 会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。  
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。  
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

## 報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第66号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第66号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の  
受理についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第67号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第67号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理  
についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

（報告第68号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第68号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、ご了承をお願いします。

（報告第69号の説明）

議長（舟木会長）

次に、農地法の届出に対する事業計画変更届出の受理についてを議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。  
本案件について、ご了知をお願いします。

（報告第70号の説明）

議長（舟木会長）

次に、報告第70号農地法施行規則第32条第1号の規定による届出についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終了いたします。  
本案件について、ご了知をお願いします。  
以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。  
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第71号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書7ページをご覧ください。  
今回は6件ございます。

【議案第71号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった6件のうち、1番は経営移譲のための使用貸借権の設定。

2番と3番は経営規模拡大を目的とした所有権移転。

4番から6番までは譲渡人の離農を目的とした所有権移転でございます。これらはいずれも農地法第3条第2項には該当しないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第71号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第71号農地法第3条の規定による許可申請については許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第72号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第72号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書8ページの議案第72号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第72号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は農家住宅の拡張を目的とした申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより地域の委員の意見を求めます。  
まず、1番の件について8番の石井委員より説明をお願いします。

石井委員

それでは、説明させていただきます。  
申請者は集落内で約1町四反の農地を所有する農家で、現在は三世代の家族10人で暮しております。  
最近になって、結婚後市内のアパートで別居していた孫夫婦が同居を始め、現在の住まいがますます手狭になり、子供部屋も確保できないなど、不便を感じております。  
このため、家族で話し合った結果、現在の住宅敷地に隣接する車庫兼農作業場を取り壊し、そこに住宅を新築することで話がまとまりました。  
ところが、建築業者との立会いの際、登記簿や公図で敷地を確認したところ、そこが農地のままであることが判明しました。  
先代が農地法についての知識がなかったこととはいえ、このような状況となったことについては深く反省されており、今回始末書を添えて申請をされております。  
今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

地元委員より意見を述べていただきました。  
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第72号の1番について説明いたします。  
申請地は、基盤整備事業等も実施されておらず、周辺農地の広がりも10ha未滿の低生産性小集団農地に区分されることから、これを2種農地と判断します。  
あと、無断転用についても始末書が添えられており、転用はやむを得ないものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第72号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第72号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

議長(舟木会長)

次に、議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書9ページの議案第73号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は件で6件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第73号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は農家住宅敷地の拡張。

2番は資材置場。

3番は農家分家住宅敷地。

4番は一般住宅敷地

5番は駐車場敷地

6番は公民館の駐車場及び道路敷への転用を目的とする申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

1番については、地元の山崎良吉委員より説明をお願いします。

山崎良吉委員

議案第73号の1番について説明します。

譲受人は譲渡人の弟にあたり、昭和56年に住宅を建築し、暮しておられます。

現在は本家の兄より借り入れた農地を耕作しておりますが、敷地内には農業用の資材等を保管する場所もなく、困っておられました。

そこで兄弟で話し合った結果、住宅に隣接する本家所有の109㎡の農地を借受け、農業用の資材置場として利用することで話がまとまりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと判断され、地元自治会並びに生産組合、土地改良区の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番について、中井委員より説明をお願いします。

中井委員

議案第73号の2番について説明します。

譲受人は 地内で造園業を営んでおり、自宅敷地内には樹木や庭石、灯籠などを保管されておりますが、最近では事業も好調なことから、新たなスペースも確保できず、作業に支障を来しておられました。

そこで、現在の敷地と隣接する県道の間位置する三角形の農地を譲り受け、庭石や樹木等の保管場所を確保しようと申請をされたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会や生産組合、土地改良区の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番については、田中委員より説明をお願いします。

田中委員

議案第73号の3番について説明します。

譲受人は現在、両親と妹の計4人で暮しており、この7月に結婚を控えています。

現在の住まいでは手狭となるため、結婚後の住まいについて家族で話し合った結果、将来的に孫や両親の老後の面倒、さらに農繁期の補助作業をするのにも便の良い、実家に隣接する父親所有の農地を譲り受け、そこで農家分家住宅を建てることに話がまとまりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

4番については、横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第73号の4番について説明します。

譲受人は現在、両親と祖父母姉と妹、妻と子1人の計8人で暮しております。

これまでは子供も小さかったことから、現在の住まいについてはとりわけ不自由は感じなかったのですが、子供の成長とともに手狭に

なってきたことから、当初は敷地内での増築も検討したそうですが、敷地が狭いために断念し、家族で話し合った結果、両親の老後や農作業を手伝うのにも便の良い、実家近くの父親所有の農地を転用し、そこに分家住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会及び生産組合、土地改良区の同意も得られております。

議長（舟木会長）

5 番については、前田会長職務代理より説明をお願いします。

前田会長職務代理

議案第 7 3 号の 5 番について説明します。

譲受人は現在 地内でサービスセンターを開設しております。

現在、従業員は 5 名で、利用者数は 1 日当たり 10 名前後となっており、開業時に整備した 3 台の駐車スペースだけでは従業員用の駐車場だけでなく、送迎用自家用車を駐車するスペースすら確保できない状況が続いております。

このため、施設に隣接する西側の農地を譲り受け、約 10 台分確保できる駐車場を整備することにされました。

今回の転用による近隣農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

6 番については、橋爪委員より説明をお願いします。

橋爪委員

議案第 7 3 号の 6 番について説明します。

譲受人は 自治会の代表者で、今回、自治会の公民館駐車場を整備するため申請をされたものです。

現在の公民館が建設された約 30 年前当時の自治会の世帯数が約 200 程度であったものが、現在は 270 戸に増加し、行事等による利用者の増加により、既設の駐車場は慢性的に不足しております。

そのため、多くの利用者は周辺の市道脇に一時駐車せざるを得ず、通行者が危険な上、付近住民にも迷惑を掛けつづけております。

そこで、新たな駐車場の確保に向け、近隣で適地を探していたところ、公民館南側に位置する農地を譲り受けることで話がまとまったことから、申請に至ったものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元生産組合並びに土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

れでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第 7 3 号について、順に説明をさせていただきます。

まずは、1 番から。

申請地は、10ヘクタール以上の一団の農地の広がりの中に位置して  
する1種農地と判断します。

今回の転用は農業用資材置場を確保するための敷地拡張であり、規模、  
必要性等から、やむを得ないと考えます。

つづいて2番ですが、申請地は周囲を宅地等に囲まれた10haに満た  
ない農地であることから、これを2種農地と判断し、転用目的、規模等  
についても別段問題はないと判断します。

3番目については、10ha以上の広がりの中にある第1種農地と  
判断します。

1種農地ですと、本来、転用は不許可ですが、目的が農家分家住宅敷地  
であること、さらには必要とする面積、集落との接続要件についても別段  
問題はないと考えます。

続いて、4番ですが、申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の  
広がりの中に位置する1種農地と判断します。

ここは、調整区域内であるものの、都市計画法第34条第11号に  
定める区域内にあり、一般住宅敷地の建築も可能であることから、申請  
面積並びに集落接続要件についても別段問題はないと判断します。

つぎに5番目です。

申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の広がりの中に位置する  
1種農地と判断します。

目的は、サービスセンターの駐車場敷地とするものであり、転用  
の必要性及び緊急性の面からもやむを得ないと考えます。

最後、6番については、これを10ヘクタール以上の一団の農地の広  
がりの中に位置する1種農地と判断します。

目的は自治会公民館の駐車場及び導入路とするもので、集落との接続要  
件も満たしており、事業の必要性並びに緊急性の面からも転用はやむを得  
ないと考えます。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明があり  
ましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第73号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第74号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第74号 農地法の届出に対する事業計画変更承認申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

議案書10ページ目をお開き下さい。

今回の事業計画変更承認申請は1件です。

【議案第74号を議案書をもとに朗読】

申請地は昭和47年に現在の土地所有者の祖母が住宅兼倉庫敷地として農地転用届出を行い、所有権移転までを完了したそうですが、

その後、建築資金等の関係により造成工事の途中で計画を断念し、

以来、更地状態となっていました。最近になってコンビニエンスストア敷地として譲渡することになったため、今回、事業計画の変更承認申請を行うことになったものです

現在、市街化区域内農地での転用は、市の農業委員会への届出となっておりませんが、本件の届出があった昭和47年当時は県知事へ届出ることになっていたことから、これに準じた手続きを行うものです。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

それでは、質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第74号 農地法の届出に対する事業計画変更承認申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第74号 については、許可相当と認め富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第75号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第75号 農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。

なお、本議案中、101番から108番まで私、舟木が借り手、209番に15番の杉森委員が貸し手となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、杉森委員は当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

また、私も審議終了まで退席しますので、その間の議事進行を前田会長職務代理にお願いします。

前田会長職務代理

本議案の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、宜しくお願いします

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案25件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

以上です。

議長(前田会長職務代理)

事務局より説明がありました。本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起る)

議長(前田会長職務代理)

それでは、質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第75号 射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(前田会長職務代理)

挙手全員であります。

よって、議案第75号射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに可決されました。

事務局より、舟木会長と杉森委員に着席をいただくよう伝えてください。

本議案はこれにて終了いたしましたので、会長に議長をお戻しすること  
にします。

議長（舟木会長）

前田会長職務代理、ありがとうございました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたら  
れたことに感謝を申し上げます。

その他報告事項

平成25年度農業委員等研修会（案）について

富山県農業施策に関する政策提案活動の実施について

農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

次回開催場所と時刻について

総会開催日 平成25年6月6日（木）午後2時から  
射水市役所 布目庁舎301号会議室

議 長 舟木 康真

署名委員 三島 博

署名委員 大松 治雄

第十七回農業委員会総会議事録

縦  
覧  
中

縦覧期間

自 平成二十五年五月 十三日  
至 平成二十五年五月三十一日